

意見の要旨とこれに対する警察本部の考え方
(提出された意見を抜粋し、意見を損なわない範囲で要約しています。)

1 賛成意見 (7件)

意見の要旨	警察本部の考え方
<p>暴力団排除条例の制定により、暴力団排除の効果が期待できる。</p> <p>府民の安全・安心かつ健全な生活には暴力団排除が必要である。今回の条例案に対して全面的に支援する。</p> <p>一刻も早く、暴力団排除条例案を決定してほしい。安心して暮らせる市民の希望を壊さないためにも、祇園地区の条例制定を強く早急に求める。</p> <p>府の施策について、「府の事務事業における措置」、「公の施設の使用の不承認」、事業者が講じるべき措置について、「暴力団の威力利用の禁止」、「契約時における措置」、暴力団排除特別強化地域について、「特定接客業者からの暴力団排除」については、是非とも成立させるべきである。</p> <p>特定接客業について、暴力団排除特別強化地域での営業に関し、暴力団員にみかじめ料を供与してはならないことに罰則を科す規定は暴力団排除のために大いに効果がある。</p> <p>安全・安心なまちづくりをめざすため、早期条例を成立してほしい。</p>	<p>府民の皆様からの貴重なご意見を踏まえ、条例の早期制定、施行に努めるとともに、引き続き、府及び府民等が一体となった暴力団排除活動を推進し、社会全体から暴力団を孤立化させる取組みを強化します。</p>

2 条例案の強化等を望む意見 (9件)

意見の要旨	警察本部の考え方
<p>府の公共工事に限らず、京都市を含む市町村が発注する公共工事についても同様に暴力団員を排除できるようにして欲しい。</p>	<p>今後、府内の各市町村においても、同様の条例の制定に向けて、積極的な働きかけを行うとともに、暴力団排除のための条例施策を講じる市町村に対し、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行っていきます。</p>
<p>公共工事の契約に関し「自己が暴力団員等ではない旨の誓約書」を徴取する場合、自己である下請契約者(代表者)のみ徴取するのは十分でない。</p>	<p>代表者本人のほか、法人等の場合は、その役員や支店長等の使用人についても暴力団員でない旨の誓約書を徴取することとしています。</p> <p>これにより、暴力団員が関与する建設会社等を府の公共工事から徹底して排除していくこととします。</p>
<p>下請契約を「一定の範囲の者」に限定せず孫請け、ひ孫請けなどすべての下請契約を暴力団員等と締結してはならないことにすべきである。</p>	<p>府内の公共工事の下請等の実態を踏まえ、ほぼ全ての範囲を含めることとしています。当然、孫請やひ孫請けと呼ばれる下請工事についてもその範囲となります。</p>
<p>暴力団事務所の開設及び運営の禁止について、既存事務所についても、(既得権の)適用除外ができるよう何らかの工夫ができないか。</p>	<p>既存の暴力団組事務所であっても、他の団体に吸収されるなどにより暴力団事務所の活動実態が以前と異なる場合、新たな暴力団事務所の開設として、(既得権について)適用除外することとしています。</p> <p>また、府民の方々と連携して事務所撤去運動を推進していきます。</p>

<p>警察が府民に暴力団員等の有無を確認できる情報提供をして欲しい。</p>	<p>警察本部や全警察署において、暴力団に関する相談を行っているほか、警察本部には、「暴力110番(451-6888)」の専用電話を設け、24時間府民からの暴力団に関する相談を行っています。 守秘義務に反しない範囲で、引き続き暴力団情勢や暴力団排除に関する情報提供、助言など、積極的に行っていきます。</p>
<p>暴力団員等の定義が府民にわかるような表現で願いたい。</p>	<p>暴力団員等の定義については、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の定義を踏まえ、本条例で規定することとしています。</p>
<p>下請契約者間の契約の場合、誓約書の保管についてどのように確認するのか。</p>	<p>府と連携し、下請契約を締結された事業者についても、必要に応じ誓約書の保管状況等を確認・指導します。 今後、府民や事業者の御理解と御協力が得られるよう、誓約書の徴取やその保管方法等について、広報啓発活動を推進します。</p>
<p>特定接客業者が暴力団員からみかじめ料の支払いを要求された場合、これを拒否できるよう警察において十分な支援をお願いしたい。</p>	<p>暴力団排除に向けて特定接客業者等に警察官が訪問する暴排ローラーを積極的に実施するとともに、職域・地域における暴力団排除に向けた協議会の活動を通じ、事案の掘り起こしに努め拒否へ向け支援していきます。 また、暴力団員によるみかじめ料や用心棒代などの不当な要求に対して、暴力団対策法に基づく中止命令等を発出していきます。</p>
<p>暴力団員でも家族があるので仕事を取り上げないで、良い解決策を出して欲しい。</p>	<p>暴力追放運動推進センターや府民等と連携して暴力団員の組織から離脱を促進し、暴力団員の社会復帰対策を一層推進していくこととしています。 また、本部や警察署においても離脱を希望する暴力団員の相談に応じているほか、本部に暴力団離脱専用電話(451-9330)を設置し、対応しています。 さらに、指定暴力団員による脱退妨害に対し中止命令を積極的に発出し、暴力団からの離脱を側面から支援しています。</p>

3 反対意見(なし)

4 その他(1件)

意見の要旨	警察本部の考え方
特に意見なし。	